

宮崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2022

1. 取組目的

本市では、宮崎市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講ずるものとする。

本プログラムでは、戸別訪問等の方法による住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2. 対象区域、対象建築物の設定

対象区域：宮崎市全域

対象建築物：昭和56年5月以前に建築された木造住宅（平家又は2階建て）

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は、宮崎市建築物耐震改修促進計画の計画期間に合わせ、下記のとおりとする。

取組期間：2019年度～2027年度（9年間）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
戸別訪問等									

4. 取組内容

(1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

①ダイレクトメールやリーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

(2) 耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

①耐震診断の結果報告時に耐震改修等の補助制度を説明する。

②ダイレクトメールやリーフレット等を用いて耐震改修等の補助制度を説明する。

(3) 改修事業者等へ技術向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

①改修事業者一覧を市ホームページに掲載する。

(4) 耐震化の必要性に係る周知・普及（各年）

①市ホームページや市広報等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知する。

②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を行う。

③耐震相談窓口を設置する。

5. 実績の公表

当該年度毎に診断・改修等の実績を取りまとめて県へ報告するとともに市ホームページで公表する。

宮崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 実績一覧

1 補助実績

(単位:件)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
耐震診断	8	21	35	18	11	8	8	15	38	33	20	102	13	34	102	298	300	1,064
耐震改修						4	7	0	2	5	7	19	26	6	23	30	57	186
除却																2	5	7
建替え																0	0	0

2 令和4年度目標

	目標戸数
耐震診断	50戸
耐震改修	50戸
除却	5戸
建替え	1戸

3 自己評価

(1)前年度(令和3年度)の取組実績

- ①所有者及び代理者が補助制度を活用しやすくなるよう、補助申請方法や申請に必要な書類の見直しを行い、簡略化を図った。
- ②過去に耐震診断を支援した構造評点が1.0未満の耐震改修未実施の住宅所有者に対し、耐震改修を促す文書とともに、補助制度の概要を送付したことにより、補助制度の周知を図った。

(2)前年度(令和3年度)の課題

- ①過去に耐震診断を支援した構造評点が1.0未満の耐震改修未実施の住宅所有者のうち、耐震化検討中の方へのフォローアップ。

(3)改善策

- ①耐震化検討中の方に対し、リーフレット等の配布により、補助制度の周知・啓発を行う。

宮崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 取組一覧

取組内容

(1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

【令和元年度】

- ① 登記情報を基に補助対象となる旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着工)と思われる所有者約25,000戸に対し、アンケート形式の調査票(約5,200戸回答有り)とともに周知文書を送付。
(個別DM 7月末)

【令和2年度】

- ① 令和元年度に行なったダイレクトメールのアンケートで耐震診断を希望すると回答した約2,700戸に対して個別郵送により周知文書を送付。(個別DM 8月末)

(2) 耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

【令和元年度】

- ① 過去の耐震診断補助により耐震性なしと判断された約230戸に対し、アンケート形式の調査票(114戸回答有り)とともに周知文書(改修工事のみ)を送付。(個別DM 5月)
- ② 木造住宅耐震診断士派遣事業において、耐震診断結果の報告・説明の際に、住宅所有者に対し、パンフレット等により補助制度の説明を実施。

【令和2年度】

- ① 木造住宅耐震診断士派遣事業において、耐震診断結果の報告・説明の際に、住宅所有者に対し、パンフレット等により補助制度の説明を実施。

【令和3年度】

- ① 令和2年度までに耐震診断を行った764件から、上部構造評点1.0以上及び耐震改修済等を除く445件に対して、個別郵送にてアンケート形式の調査票とともに周知文書を送付。
(個別DM 10月末)
- ② 木造住宅耐震診断士派遣事業において、耐震診断結果の報告・説明の際に、住宅所有者に対し、パンフレット等により補助制度の説明を実施。

(3) 改修事業者等へ技術向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

【令和元年度】

- ① 県と連携し事業者育成講習会を実施。
- ② 県が作成した耐震診断士(改修事業者)一覧を市ホームページに掲載。

【令和2年度】

- ① 県が作成した耐震診断士(改修事業者)一覧を市ホームページに掲載。

【令和3年度】

- ① 県が作成した耐震診断士(改修事業者)一覧を市ホームページに掲載。

(4)耐震化の必要性に係る周知・普及

【令和元年度】

- ①市ホームページや市広報等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。

【令和2年度】

- ①市ホームページや市広報等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。

【令和3年度】

- ①市ホームページや市広報等を通じて、住宅所有者へ耐震改修の必要性を周知。
- ②耐震補助のリーフレットの配布により、耐震化の必要性や補助制度の周知・啓発を実施。
- ③耐震相談窓口を設置。